

○印西市総合教育会議設置要綱

平成27年 7 月 1 日 告示第116号

改正

平成28年 9 月26日 告示第138号

平成30年 3 月29日 告示第45号

印西市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、印西市の教育の振興に資するため、印西市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に定める構成員の事務の調整を行う。

(1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

(2) 市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（教育長及び教育委員をいう。以下同じ。）をもって構成する。

(招集)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し、協議する必要があると認める場合には、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して会議の招集を求めることができる。

(調整結果の取扱い)

第5条 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を互いに尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第6条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により、非公開とした場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局を企画財政部企画政策課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日告示第138号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日告示第45号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。